

地方公務員の福利厚生制度

福利厚生

● 地方公務員法

地方公務員の福利厚生制度は、職員の健康の保持、増進及び生活内容の向上を図ることにより、公務能率を維持増進することを目的とし、厚生制度、共済制度及び公務災害補償に関する制度が定められている。

(1) 厚生制度

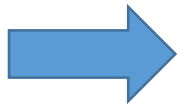
- ・ 職員の利用に供する診療施設の整備、保養所の設置
- ・ 文化、体育、娯楽に関する行事の実施
- ・ 健康診断、住宅の建設などの職員の健康
その他構成に関する事業を計画し実施する制度



共済組合・互助会の施設、事業として行われる。

(2) 共済制度

- ・ 職員やその被扶養者の病気、けが、出産、死亡、災害等に対する給付
- ・ 職員の退職、死亡後における本人や遺族の生活の安定を図るための給付



相互救済を目的とする制度

ア 公立学校共済組合

- ・ 公立学校の教職員等が組合員
- ・ 組合員の掛金と地方公共団体の負担金で運営

(ア) 給付事業

① 短期給付

- ・ 健康保険制度に相当
- ・ 組合員及びその被扶養者の公務によらない病気や負傷、出産、死亡、休業、災害等の場合に給付

② 長期給付

それぞれの年金について、いずれにも該当するときに支給

- 特別支給の老齢厚生年金（65際に到達するまで）

【受給要件】

- ①特別支給開始年齢以上であること。
- ②1年以上の組合員期間を有していること。
- ③保険料納付済み期間と免除期間とを合算した期間が10年以上であること。

福利厚生

● 老齢厚生年金（65歳から）

【受給要件】

- ①65歳以上であること。
- ②保険料納付済み期間と免除期間とを合算した期間が10年以上であること。

● 退職年金（年金払い退職給付）

【受給要件】

- 1年以上の引き続き組合員期間を有する者が、65歳に達したとき、または、65歳に達した日以後に退職した時。

- 障害厚生年金

初診日において、組合員であった者が、障害認定日において、その傷病により一定の障害等級（1～3級）に該当する程度の障害があるときに支給される。

● 遺族厚生年金

組合員または組合員であった者が、次のいずれかに該当する場合、その者の遺族に支給されます。

- ①組合員が死亡したとき
- ②組合員であった者が、資格を喪失した後に、組合員であった間に初診日のある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
- ③障害等級の1級又は2級に該当する障害状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。
- ④老齢厚生年金の受給権者又は保険料納付期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が死亡したとき。

福利厚生

【年金の支給開始年齢】

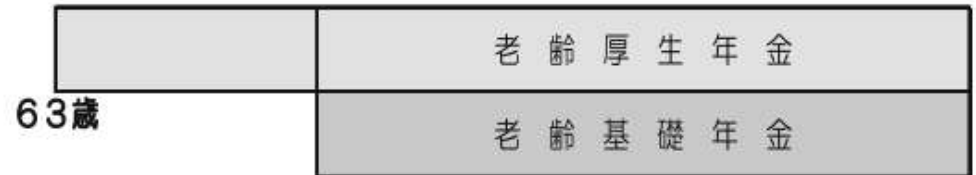
① 昭和24年4月2日 ～25年10月1日 生まれの人	60歳	特別支給の退職共済年金	退職共済年金
			老齢基礎年金
② 昭和25年10月2日 ～28年4月1日 生まれの人	60歳	特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金
			老齢基礎年金
③ 昭和28年4月2日 ～29年10月1日 生まれの人	61歳	特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金
			老齢基礎年金
④ 昭和29年10月2日 ～30年4月1日 生まれの人	61歳	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
			老齢基礎年金

福利厚生

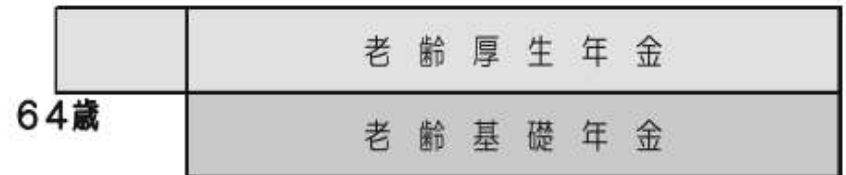
⑤ 昭和30年4月2日
～32年4月1日
生まれの人



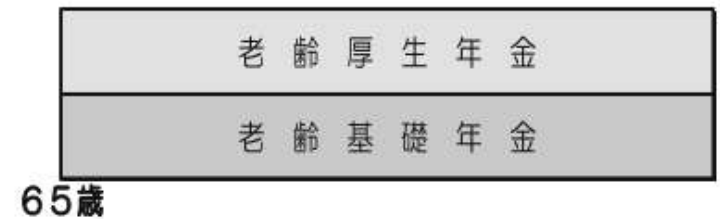
⑥ 昭和32年4月2日
～34年4月1日
生まれの人



⑦ 昭和34年4月2日
～36年4月1日
生まれの人



⑧ 昭和36年4月2日
以降生まれの人



福利厚生

(イ) 保健事業

共済組合員の健康と福祉の増進を図るため、次のような事業を行っている。

- ・ 人間ドック ・ 配偶者人間ドック ・ 脳ドック
- ・ 婦人がん検診
- ・ 特定健康診査及び特定保健指導
- ・ 健康事業相談

教職員電話健康相談24フリーダイヤル：0800-777-8349（電話・面談）

メンタルヘルス相談フリーダイヤル：0800-700-5680

LINEメンタルヘルス相談窓口

「心ほっとサポート@公立学校共済」 →



- ・ 心の健康総合相談室

電話・面接相談：011-530-6206、011-563-4241

- ・ ヘルスアップセミナー

福利厚生

(ウ) 貸付事業

- ・ 一般貸付
- ・ 教育貸付
- ・ 災害貸付
- ・ 医療貸付
- 等

(エ) 教職員住宅事業

- ・ 公立学校共済組合の資金を投資する方法

(オ) 一般事業

- ・ 離島へき地勤務者支援事業
- ・ 北海道教職員美術展
- ・ 退職準備セミナー
- ・ 介護支援（講座）
- ・ 共済組合札幌宿泊所利用補助
- ・ 指定宿泊施設利用補助

福利厚生

イ 一般財団法人北海道公立学校教職員互助会

(ア) 共済事業

● 給付事業

・ 入院見舞金 ・ 傷病給付金 ・ 介護休業補助金 等

(イ) 貸付事業

・ 生活資金貸付 ・ 教育資金貸付 等

福利厚生

(ウ) 福利厚生事業

● 福祉事業

- ・ 指定宿泊施設利用補助
- ・ 北海道教職員体育大会 等

● 団体保険等事業

- ・ 団体保険及び団体扱保険の取扱

● 奨学金給付事業

- ・ 現職会員の被扶養者である遺児に対して奨学金を給付

(エ) 教育・文化振興事業

- ・ 教育講演会
- ・ 札幌交響楽団公演

- ・ 特別支援学校スクールコンサート

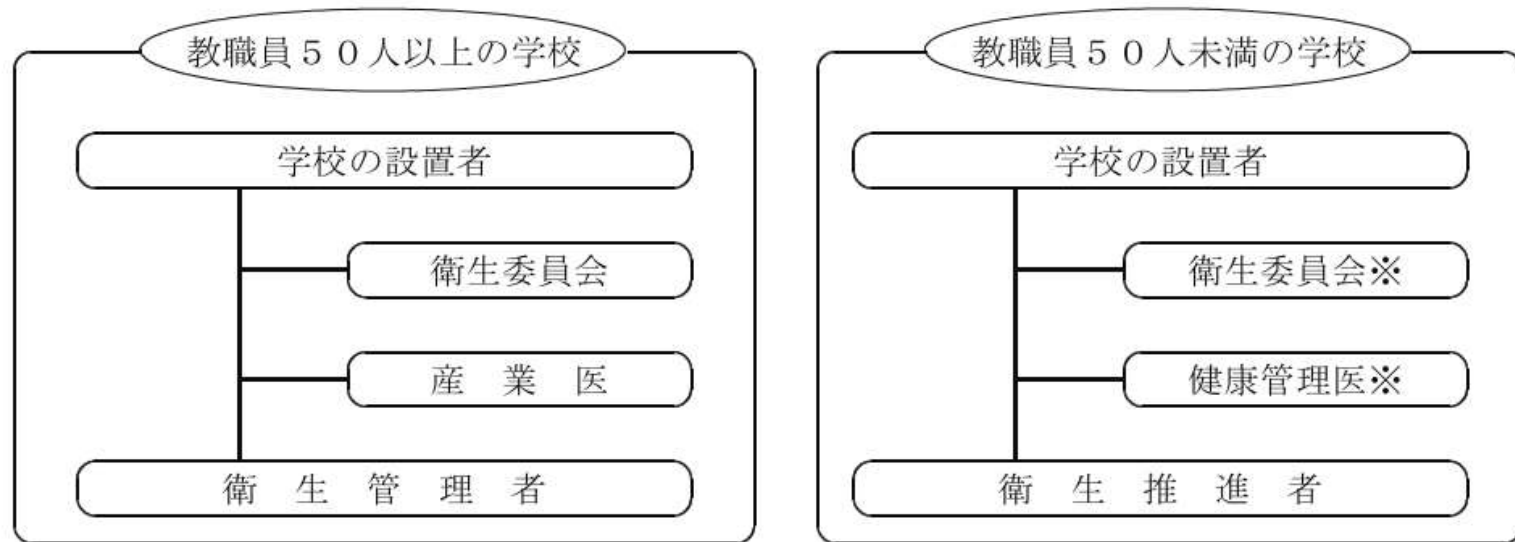
- ・ 北海道教職員美術展

- ・ 市町村等公演補助

福利厚生

ア 学校における労働安全衛生管理体制

労安法では、事業場の業種や規模に応じて、安全衛生管理組織と安全衛生に関する調査審議機関からなる安全衛生管理体制を整備することが定められています。



なお、北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）では、労安法に基づき北海道立学校職員安全衛生管理規程（以下、「管理規程」という。）を定めており、各道立学校では、職員の安全衛生に関する業務を行う衛生管理者等を選任し、また、健康・衛生に関する調査審議を行う場として衛生委員会を設置することとしています。

福利厚生

イ 衛生管理者・衛生推進者の選任

教職員数50人以上の学校においては、「衛生管理者」を、教職員数50人未満の学校においては、「衛生推進者」を選任することとしている。

ウ 産業医・健康管理医の選任

教職員数50人以上の学校においては、「産業医」を選任する。なお、道立学校においては、教職員数50人未満の場合について「健康管理医」を選任することとしている。

エ 衛生委員会

衛生委員会は、学校職場全体が協力し合って、当該学校における職員の危険又は健康障害の防止や、健康増進、安全衛生に係る事項等を調査審議する貴重な場である。

(4) 公務災害補償制度

ア 災害補償制度の概要

(ア) 災害補償制度の意義

- ・ 公務災害について地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生する使用者の無過失責任主義を取る。
- ・ 通勤災害についても使用者の責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害の補償が行われる。
- ・ 過失主義を原則とする民法上の損害賠償とは異なる。

(イ) 地方公務員災害補償基金

- ・ 保障に補償の実施に必要な財源は、基金定款等で定める負担金率によって納入される地方公共団体等からの負担金で賄われている。

福利厚生

イ 災害補償の種類と内容

法に規定する補償の種類、内容の概略は次のとおりです。

補償の種類	補 償 の 内 容
1 療養補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合、必要な療養が行われ、又は必要な療養の費用が支給されます。(療養上相当と認められるものに限ります。)
2 休業補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき、1日につき平均給与額の60%に相当する金額が支給されます。
3 傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が法施行規則別表第2に定める傷病等級に該当する場合、第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金が支給されます。
4 障害補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき、法施行規則別表第3に定める程度の障害が残った場合、障害の程度により、第1級から第7級までは年金が、第8級から14級までは一時金が支給されます。
5 介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、法施行規則別表第4で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合、通常要する費用を考慮して総務大臣が定める額が、当該介護を受けている期間支給されます。

福利厚生

補償の種類	補 償 の 内 容
6 遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合、遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されます。
7 葬祭補償	公務又は通勤により死亡した場合、葬祭を行う者（遺族等であつて社会通念上葬祭を行うとみられる者）に対し、支給されます。
8 障害補償年金 差額一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合、既に支給された年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないとき、その遺族に対し、その差額が支給されます。
9 障害補償年金 前払一時金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給されます。
10 遺族補償年金 前払一時金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合、以後その者が受けることのできる年金の一部を前払一時金として支給されます。
11 予後補償 (船員の特例)	傷病が治った時、勤務できない場合で、給与を受けないとき、1日につき平均給与額の60%に相当する金額が、治った日の翌日から勤務することができない期間支給されます。
12 行方不明補償 (船員の特例)	船員が公務上、行方不明になった場合、その船員の被扶養者に行方不明の日の翌日からその行方不明の期間（3月を超えるときは3月間）1日につき平均給与額の100%に相当する金額が支給されます。（当該期間が1月に満たない場合は行われません。）

※基金では、法に規定する補償の他、被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上を図るための措置として、補聴器や車椅子等の補装具の支給、機能訓練等のリハビリテーションの実施、奨学援護金の支給などの福祉事業が実施されています。

ウ 災害補償の手続き

- (ア) 被災職員またはその遺族等は、任命権者を經由して基金に対し、各種補償の請求を行う。
- (イ) 任命権者は、提出された請求書の記載内容を点検し、当該認定に関する意見を付して所要の証明等を行い、基金に送付する。
- (ウ) 当該災害が公務災害又は通勤災害であるか否かを認定する基金から、請求者及び任命権者に各種補償の決定通知がされる。
- (エ) 災害職員等からの公務災害又は通勤災害に係る各種補償の請求に対し、法令の定めるところに従い、基金で現物給付又は金銭給付の補償が行われる。

エ 公務（通勤）災害の認定

（ア）公務と負傷の間に相当因果関係が認められなければならない。

① 公務上の負傷の認定

② 公務上の疾病の認定

③ 公務上の障害又は死亡の認定

（イ）通勤災害の認定

- ・通勤災害は、その性格上、所属長等がその事実関係を確認し、確実に把握することが困難な場合が少なくない。
- ・交通事故によるものが多いことから、示談、後遺障害等、後日に問題となる場合が多いとされる。
- ・被災職員等の利益保護に特に配慮する必要がある。

福利厚生

オ 補償を受ける権利の時効

- ・ 補償を受ける権利は、2年間請求が行われなるときは、時効によって消滅することとされている。

カ 第三者の損害賠償責任との調整

- (ア) 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じ、基金による補償が行われたときは、その価額の限度において補償の受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権を基金が取得する。
- (イ) 上記の場合、補償の受給権者が、当該第三者から当該保障の事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、基金はその価額の限度で補償の義務を免れる。

キ 不服申立等

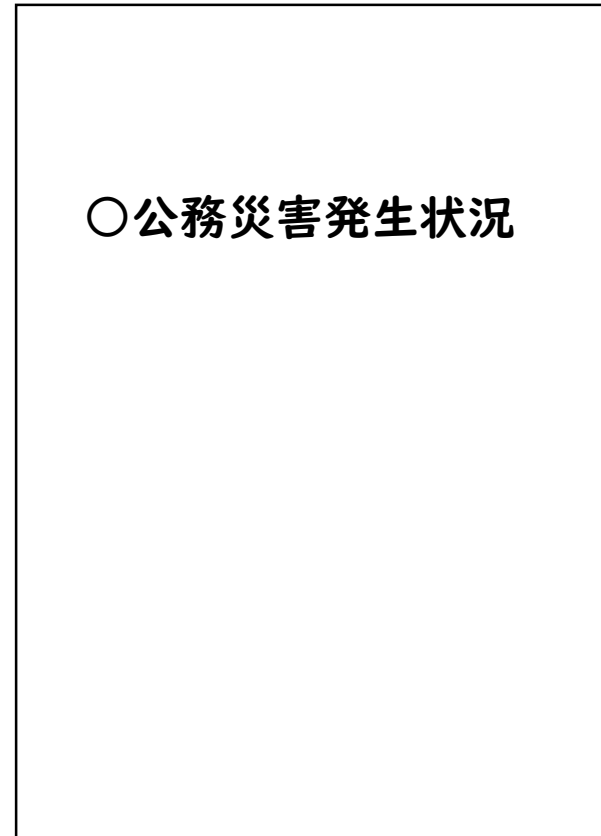
- ・ 基金の行った公務上・公務外の認定、通勤災害該当・被害等の認定、各種補償の支給・不支給の決定等に不服がある場合は、法律によって、被災職員等が審査請求できる制度が設けられている。
- ・ 審査の公正を期すため、第三者的審査期間として「審査会」が設置されている。

参考資料

【福祉のしおり】



【公務災害発生状況】



【教職員の給与のあらまし】

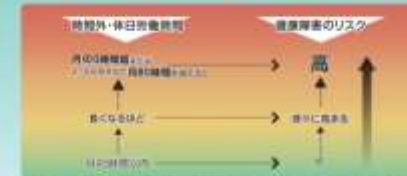
○教職員の給与のあらまし



【長時間労働による健康障害の防止】

過重労働による健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害の防止のためには、勤務者・休日労働時間の削減、働き方改革等の取組が重要であり、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康確保に係る取組が重要である。また、労働者に対する長時間・休日労働を行う付随労働者に対しては、長期間にわたる健康確保が重要であり、適切な事後措置を講ずることが重要である。



厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための指針（案）」（平成28年2月17日付け厚労省0017008号、平成28年4月1日付け厚労省0401第11号通知等0401第4号通知）を策定し、勤務外・休日労働時間の削減、労働者の健康確保の徹底等を推進しています。

- ① 上記指針、労務管理マニュアル・就業規則等において就業規則等が就業規則に労働時間短縮を規定するものとする。
- ② 業務の重要性は、労働者の命によって判断されるものとする。過重労働の削減も命を犠牲にするべきではありません。
- ③ 労働者の健康確保が主目的であり、労働者の健康確保が主目的である場合には、労働者の健康確保が主目的とするべきです。
- ④ ①～③を踏まえ、労働者に対する長時間・休日労働を行う付随労働者に対しては、長期間にわたる健康確保が重要であり、適切な事後措置を講ずることが重要である。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
独立行政法人 労働者健康与安全機構

